

特集

特集／貧困削減—先進国に向けられる目

繊維製品貿易—自由化の帰趨

山形辰史

ミレニアム開発目標のターゲット13として「最貧国の特別なニーズに取り組み」ことが挙げられているが、その具体例の筆頭は「最貧国からの輸入品に対する無関税・無枠」である。無枠とは輸入数量制限がないことを指し、その重要な対象の一つが繊維・衣類である。繊維・衣類については長きにわたる貿易制限の歴史があり、二〇〇五年一月一日をもってこの管理貿易の歴史が幕を閉じるようになっていた。後述のように繊維・衣類に強い競争力を持つ中国の対米・EU輸出への規制は復活したが、それ以外の国に対する数量制限は撤廃された。同品目は最貧国が競争力を持ち得ている数少ない工業品でもある。そこで以下では、繊維・衣類の管理貿易から自由化への歴史と現状を俯瞰し、将来を展望する。

●先進国の貿易規制と繊維製品

一般に貿易摩擦は、貿易不均衡が生じている国々の間の主要貿易品目に関して先鋭化する。先進国と発展途上国との間で生じる貿易摩擦は主として、発展途上国が競争力を持ち始める軽工業品を巡るものであつた。その典型が繊維・衣類である。

た。その典型が繊維・衣類である。

遡れば一九五〇年代には日本から当時の先進諸国への繊維製品の輸出の増加が目立つようになり、一九五七年に日本は綿製品の輸出自主規制をアメリカに対して実施することを余儀なくされた。一九六一年には、アメリカ、カナダおよびヨーロッパ諸国と日本等アジア諸国の間で短期繊維取り決め（STA）が交わされ、それは翌年から一九七四年まで続く綿製品の長期取り決め（LTA）に引き継がれた。そして一九七四年からは多繊維取り決め（MFA）が発効し、貿易規制の範囲が綿製品以外の繊維製品に拡大された。具体的には品目毎に年間輸入数量枠（クォータ）が、輸入国から各輸出国に対して指定され、各輸出国はそのクォータをできるだけ一〇〇％満たすように取り組んだのである。WTOは一九九五年の設立時に、この繊維製品の管理貿易体制を解消するための「繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定」を定め、その後徐々にクォータ品目を削減して、二〇〇四年末には全ての品目のクォータを撤廃することとした。この結果、二〇〇五年

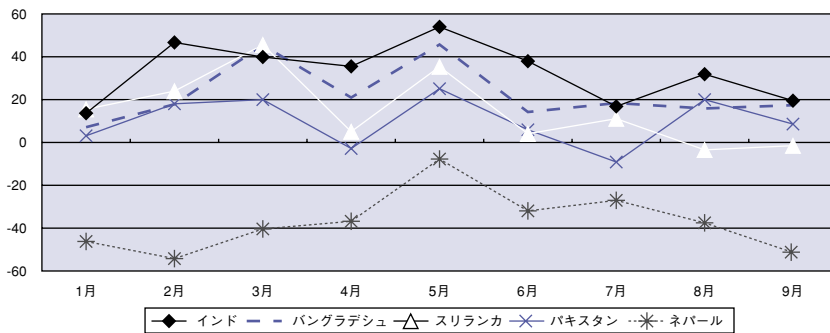
一月一日にMFA体制は終焉を迎えた。

●アジアの貧困削減と繊維製品貿易

このように長期にわたって管理貿易が続く中、アジア諸国は繊維製品輸出の主役であり続けた。また近代的な紡績機、織機が生産現場において支配的になるまでの間は、繊維産業はその上流（紡績、織布）も下流（縫製）も労働力を集約的に用いる典型的な労働集約産業であった。「女工哀史」と呼ばれるほどの厳しい労働条件が課せられた反面、それは女性労働者の大規模な雇用機会を生み出し、徐々にではあったにせよ労働者に、輸出指向経済発展の恩恵を分け与えていった。

この間、繊維製品貿易の主役はいわゆる「雁行形態」的に交替していった。一九五〇年代には日本、インド、香港がアジアにおける綿製品輸出の中心であったが、徐々に韓国や台湾が台頭した。また、STAからLTA、さらにはMFAへと展開する管理貿易体制が堅固なものとなり、さらに日本の国民所得が上昇して賃金が高まってく

図1 アメリカに対する南アジアからの縫製品輸出（対前年同月変化率：％）



●クォータ撤廃後の構造変化

しかしこれら低所得国の衣類輸出増は、

ると、日本の繊維企業は周辺の東・東南アジア諸国へと直接投資を増やし、生産拠点を移していった。同様の雁行形態的メカニズムが韓国、台湾、香港にも作用し、これら諸国・経済から他のアジア地域への直接投資が増加した結果、衣類の輸出拠点は東南アジアおよび中国へと移っていった。

一方、近年注目されてきた傾向は、東・東南アジアの中進国を追う形で、衣類輸出を顕著に増加させてきた国々が現れたことである。例えば南アジアの主要国はおしなべて衣類輸出を伸ばしている。中でもバングラデシュは後発発展途上国（LDCまたは最貧国）に分類されているにもかかわらず、世界で二位の衣類輸出国となっており、（一九九八年）衣類輸出は同国の輸出総額の四分の三を占めるに至っている。同様に東南アジアのLDCであるカンボジアも、一九九〇年代半ば以降、大きく衣類輸出を伸ばしている。サハラ以南アフリカにも衣類輸出を大きく増加させた国がある。

インド洋の島国であるモリシヤスは一九八〇年代から衣類輸出を伸ばし、サハラ以南アフリカで有数の衣類輸出国となった。この他、レソト、南アフリカ、マダガスカル、ケニア、スワジランドも、アメリカやEUの提供する輸出優遇政策を活用して衣類輸出を増やした。

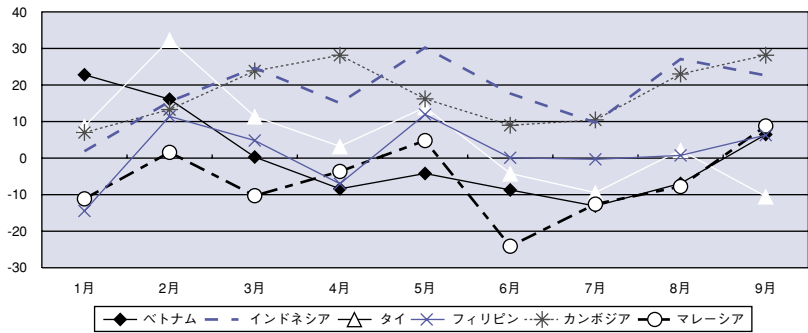
これらの国々の経済発展という観点からは額面通りには受け取れなかった。というのは、前述のようにこれら低所得国の衣類輸出増は管理貿易下において、他の競合国の輸出にもクォータという輸出上限枠がかかった中での輸出成長だったからである。衣類を含む繊維製品貿易が二〇〇五年一月一日以降完全に自由になったら、これら低所得国の縫製産業は早晚競争力を失うとの見方が支配的であった。二〇〇四年半ばに公表されたWTOの研究者の予測も、中国が衣類市場を席巻し、それに続くのはインドぐらいで、他の低所得国は成長を続ける見込みがないという見解を示していた。

翻って二〇〇五年一月以降、同年九月の時点までのアメリカの輸入データを見る限り、WTO研究者や他の大方の予測で示唆されたほどの壊滅的影響が縫製品を輸出する全ての低所得国に生じてはいない（アメリカに続く主要衣類市場であるEU一五カ国の輸入については後述する）。WTO研究者の予測は中国、インドについては的中し、両国からの衣類輸出は大きな伸びを示している。最新のデータによれば中国は、その主要衣類輸出相手であるアメリカに対して二〇〇五年一～九月にかけて前年同期比六八・九％の成長を遂げた。この間いくつかの低所得国は中国製衣類輸出の急増に攪乱されることなく、順調に対米衣類輸出を伸ばしてきた。具体的には南アジア四カ国、カンボジア、インドネシア、ハイチが

二〇〇五年に入ってから順調な対米衣類輸出成長を果たしている。図を参照しながら、これらの国々を含む主要発展途上国の衣類輸出パフォーマンスを検証していこう。

二〇〇五年初めから最も大きく輸出を伸ばしたのは中国で、これに次ぐ高い伸び率を示しているのがインドであることまではWTO研究者の予測通りであった。予測と異なっていたのは、インド以外の主要な南アジア諸国が、高水準かつ安定的なアメリカへの衣類輸出の伸びを示したことである。図1に明らかのように、インドは二〇〇五年九月までの全ての月について、一〇％台後半から五〇％台までの高い成長率を記録している。それには及ばぬものの、バングラデシュ、スリランカも二〇％台を中心とした月別伸び率を示している。特に注目されるのは、輸出の四分の三を衣類に依存しており、低価格帯の製品を中心に生産しているがゆえに、自由化の悪影響が最も深刻であろうと予想されたバングラデシュが、二〇〇五年に入ってから順調な輸出の伸びを見せていることである。これにはクォータ制度廃止のプラスの効果が反映されている可能性がある。というのは、クォータを得られなくともアメリカへの輸出が可能となった結果、それまで暗黙裡にクォータ配分から排除されてきた新規参入外資企業がバングラデシュへの直接投資を始める動きが出ているからである。このようにバングラデシュにおいては、二〇〇四年末まで

図2 アメリカに対する東南アジアからの縫製品輸出（対前年同月変化率：％）



に噂されていた衣類産業危機論は後退して
いる。

この他、ネパールの衣類輸出は縮小して
いるものの、スリランカ、パキスタンの衣
類輸出は拡大していることが図1に示され
ている。近年のインド経済の成長および構
造変化は、周辺国の同様の変化を想起させ、
東アジアと劣らぬ人口規模を持つこの地域
全体の経済の拡大と技術進歩が期待されて
いることを示唆している。

地域全体の衣類輸出が高成長を続けてい
るのは南アジアのみである。二〇〇四年末
までは衣類輸出の一大拠点であった東南ア
ジアも、二〇〇五年初めからいくつかの国
々を除いて、衣類輸出が減少している。図
2によれば、タイ、フィリピン、マレーシ
アといった一人当たり所得が比較的高い国
々では、アメリカへの衣類輸出が大きく落
ち込んでいる。また、ベトナムも四月以降
は減少に転じていることが注目される。

対照的に一貫して高成長を維持してい
るのがインドネシアとカンボジアである。両
国の衣類輸出成長率は前年同月比で二〇％
の線を中心に変動している。カンボジアは
バングラデシュと同様、他の発展途上国よ
り後発のLDCと分類されているうえ、輸
出の四分の三程度を衣類に依存している。
したがって、二〇〇五年初めの衣類貿易自
由化の影響が強く懸念されていた。カンボ
ジアにおいては縫製工場の労働条件や最低
賃金に関する監視が厳しく、その輸出はア

メリカの消費者団体や労働組合から問題視
されにくいことが、競争上有利に働いたと
いう見方がある。

サハラ以南アフリカ諸国の中ではモーリ
シャスが衣類輸出の先発国であったが、同
国は既に一人当たり所得が上昇し、衣類の
国際競争力を失いつつある。同様に平均一
人当たり所得の高い南アフリカと共に衣類
輸出を縮小している（図3）。これら以外
にレソト、マダガスカル、ケニア、スワジ
ランドといった国々が、アメリカの国内法
であるアフリカ成長機会法（AGOA）に
基づく免税措置を活用し、二〇〇四年まで
にアメリカへの衣類輸出を大幅に伸ばして
きた。しかし、二〇〇五年に入ってから、
それまでのような輸出の増勢は見られない。
これらの国々からのアメリカへの衣類輸出
は横這い、または微減となっている。

また、つい最近、それまで公表が控えら
れてきた二〇〇五年一月から八月までのE
Uの輸入データが一気に公開された。これ
によればEU市場においても中国、インド
の輸出が急増しており、バングラデシュ、
カンボジアを含む他の国々は前年同期比で
減少傾向にある。しかしこの変化は、EU
への衣類の輸出構成に大きな変化を与え
るまでのものではない。

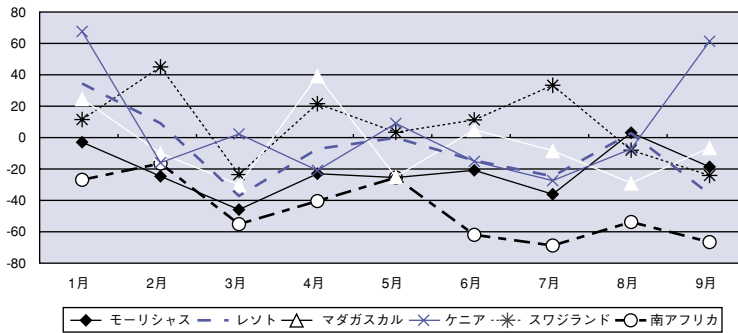
●中国とアメリカ、EU

アメリカにとって、中国の世界の繊維・
衣類市場に与える影響の大きさは、中国の

WTO加盟時に既に折り込み済みであった。
二〇〇五年初めの自由化後に中国製繊維・
衣類の輸入が激増することを恐れたアメリ
カは、中国のWTO加盟の条件として二〇
〇八年まで有効の「繊維特別セーフガー
ド」（緊急輸入制限）を認めさせていた。
これによって原則として一年間、品目毎に
輸出数量の年間成長率を七・五％増までに
抑えることができることになっていた。

二〇〇四年二月の時点で中国政府は衣
類輸出の大幅な伸びと、それに伴う貿易摩
擦を予期し、この勢いを抑えるために繊維
・衣類輸出に輸出税を課し始めた。果たし
て予想通り二〇〇五年一月の中国製衣類の
輸出増は、アメリカで前年同月比約三〇％
増、EUは四六・五％増であった。これを
受けてアメリカは、五月に衣類七品目に関
してセーフガード発動を発表した。同時期
EUもセーフガード発動を視野に入れ、中
国に衣類輸出の規制を求めた。これに対し
中国は、当初強硬な姿勢を示し、報復とし
て前年末に課し始めた繊維・衣類輸出税を
撤廃した。しかし六月一〇日に中国とEU
の間に合意が成立し、EUがTシャツと亜
麻糸のセーフガード発動を取りやめる代わ
りに二〇〇八年まで中国がEUへの繊維・
衣類輸出を年間約一〇％に抑えることとな
った。しかしこのような急激な貿易制限は、
数カ月先を見越して注文、生産を行う国際
衣類取引の慣行に合わないもので、結果と
してEU諸国の国境には、発注されたもの

図3 アメリカに対する サハラ以南アフリカからの縫製品輸出 (対前年同月変化率：%)



の輸入の認められない衣類が山積みされることとなり、結局九月に再調整のための新協定が締結されることとなった。

一方、アメリカと中国の繊維摩擦の解決は難航した。協議が幾度となく開かれ、それが決裂するとアメリカは、セーフガード対象品目を増やす、といった対応を繰り返した。一〇月に入るとブラジルも中国からの繊維・衣類輸入に対しセーフガードを発動する準備を完了するなど、アメリカ、EU以外の輸入国も中国製繊維・衣類の輸入増に神経をとがらせるようになった。

結局、アメリカと中国は一月八日に、二〇〇六年一月一日より二〇〇八年十二月末までの三年間有効の包括繊維協定に調印した。これは二一品目の繊維・衣類に関して中国が対米輸出量を、二〇〇六年には前年比で一〇・一五%、二〇〇七年には二二・五・一六%、二〇〇八年には一五・一七%に抑制し、アメリカはこれら以外の繊維・衣類に関してセーフガード発動を自制する、というものである。これらの成長率は、対中国繊維特別セーフガードにおいて認められる七・五%よりは高いが、二〇〇五年一〜九月の中国の対米衣類輸出の対前年同期比、六八・九%よりかなり低いというえ、二〇〇四年、二〇〇三年の同輸出の対前年比の二二・四%、二二・五%よりもさらに低い。したがって、中国からアメリカへの衣類輸出の伸びは、自由化前の値よりも低められることになる。

●先進国の責務

中国のアメリカ、EU向け衣類輸出の伸びが抑制されることで、インドをはじめとする他の衣類輸出発展途上国の参入の余地が増えることは確実である。二〇〇五年中も一定程度の成長を維持したバングラデシュ、カンボジア、ハイチといった国々はもちろん、この一年間は苦汁を飲んだ国々、中でもサハラ以南アフリカ諸国は、A G O A、およびヨーロッパ諸国の輸入促進措置を含んだコトヌー協定をきっかけに、二〇〇四年までに実現したような活況を取り戻す可能性がある。このようにアメリカ、EUについては中国との間で数量制限を残しているものの、最貧国に対しては数量制限を撤廃したという点から、ミレニアム開発目標の目標8達成に向けた改善という意味で大きな成果が上がったと言える。

しかし、これまで全く触れてこなかった日本の繊維・衣類輸入国としての側面については課題が残っている。日本はかつて同品目の主要な輸出国であったという経緯もあって、これまでアメリカやカナダ、EUが採ったような輸入数量制限を衣類輸入に対して課してはこなかった。そしてL D Cには一般特恵関税制度を適用して、同品目輸入の関税を免除してきた。このように形式的には文句のつけようのない制度を取り続けてきたにもかかわらず、現実にはアメリカ、EUの状況と全く異なり、L D Cからの衣類輸入が殆どない。二〇〇五年一〜九月のデータでは、日本の衣類輸入の八一・四%が中国からのものである。二位以下はイタリア、ベトナム、韓国、アメリカ、タイと続き、それ以外の国々は1%以下のシェアしかない。そしてこれら上位五カ国だけで日本の衣類輸入の九三・三%が満たされている。ベトナムでさえ国連の定義ではL D Cに分類されていないことから、日本への衣類輸出にはL D Cの関与の度合いが非常に小さいという結果になっている。

実情として日本の衣類輸入においては、日本の小売りあるいは卸売り業者が中国の工場に発注し、仕様等を細かく指定して、生産・輸入するという方法が採られていることが多いと思われる。實際上、日本で衣類を販売する側の人々の関与なしには最貧国から輸入はできないであろう。そして、日本人が定着して生産に関わり続けることの難しい最貧国においては、日本への輸入が困難ということになる。そのような事情があったとしても、それを他の先進国は斟酌してくれるわけではなく、ただ単に「最貧国からの輸入が少ない」という現象を捉えて批判の材料とされることがある。最貧国支援という文脈では、現在の日本人ビジネスマンが中国で行っていることを、最貧国の多いアフリカにおいて実施し、輸入を増やすことが求められているのである。

(やまがた たつふみ/アジア経済研究所 所開発研究センター)